

# 公益社団法人日本建築家協会東海支部 役員等選出規則

2013年5月10日制定

## 第1章 総則

(目的と就任の時期)

第1条 この選出規則は、公益社団法人日本建築家協会定款第49条第2項、支部規程第7条第3項、東海支部規約第6条にもとづきこれを定めるものとする。

2 当選者は支部総会に報告され承認を得て役員に就任するものとする。

(適用の除外)

第2条 本部理事(支部長1名を含む)の選出は、公益社団法人日本建築家協会定款第25条第1項、第4項、第6項及び東海支部規約第6条にもとづき、本選出から除外し本部が別に定める選出規程による。

(選出方法)

第3条 役員選出の方法は、この支部に所属する正会員の直接投票によるものとする。

2 支部幹事の選出は各地域会単位とし、選出方法は第1項による他、各地域会の定めによる。

3 支部監査の選出は支部単位とし、支部にて実施する。

4 副支部長及び支部幹事長は、当選した支部幹事の内より支部長が支部役員会の承認を得て任命する。

5 支部相談役は第1項の定めによらず、支部長が支部総会の承認を得て選出する。

6 支部顧問は第1項の定めによらず、支部長が支部役員会の承認を得て選出する。

## 第2章 選挙管理委員会

(委員会)

第4条 支部長は本規則による選挙を執行するために、選挙管理委員会を設置しなければならない。

2 選挙管理委員会は委員長1名、委員4名、合計5名以内とし、支部長が支部役員会の承認を得て正会員の内から任命する。

3 選挙管理委員会の任期は単年度とし支部長が必要とする期間を定めて委嘱し、委員長が支部総会に選挙結果を報告し承認を得たときに自動的に解任される。

4 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

5 選挙管理委員会は委任状による代理出席を認めない。

(報告)

第5条 選挙管理委員会は、選挙の結果を定められた期間内に速やかに支部長に報告しなければならない。

2 選挙管理委員会は、選挙にかかわる日程等を別に定めて、本選出規則とともに当

該選挙に際して選挙人に公示する。

- 3 選挙管理委員会の委員長は、支部総会において当該選挙の結果を報告する。

### 第3章 役員の選出

(選出する役員の数)

第6条 選出する役員の数は支部規約第6条第1項により次の通りとする。

支部幹事 11名 ただし、本部理事（支部長1名を含む）を除く。

支部監査 2名

- 2 支部幹事の地域会別定数は次による。

愛知 5名

静岡、岐阜、三重 各2名 とする。

(選挙の方法)

第7条 選挙の方法は、選挙権を有する正会員による定数連記式、投票人無記名通信制で行う。

(選挙権を有する者)

第8条 選挙権を有するものは正会員のみとし、定款第7条及び第8条による手続きが完了して後に、当該選挙が告示されたときの正会員とする。

- 2 被選挙権を有する正会員とは、当該選挙の告示前6ヶ月に正会員として選挙権を有する者をいう。

(立候補)

第9条 被選挙人は本規則第5条第2項に従って立候補しなければならない。

- 2 正会員3名以上が本規則第5条第2項に従って推薦したものは立候補したものとみなす。

### 第4章 雑則

第10条 本規則に定めのない事項は、定款又は本部役員選出規程を準用する。

- 2 定款又は本部役員選出規程に定めのない事項については、支部役員会の決議による。
- 3 支部役員会は、本選出規則を補うために選挙手続きを定めることができる。
- 4 選挙手続きにかかわる疑義については、選挙管理委員会の専決による。

第11条 この規則の改廃は支部役員会の決議後、理事会の承認を得る。

付則

本規則は2013年5月10日の支部総会決議の時より施行する。

以上

## 選挙規定細則

2018年12月5日制定

この細則中「本部」とあるのは「公益社団法人日本建築家協会」とする

### 1. 細則制定の根拠

この細則は本部役員等選出規則第5条の定めにより制定する。

### 2. 選挙に必要な書類等

- a. 選挙の届出及び投票は、選挙管理委員会が制定した書式によって行う。
- b. 選挙管理委員会は、立候補者の届け出期限の40日前までに本部役員候補者選挙規定第9条第3項に定める第1回選挙の告示を行わなくてはならない。
- c. 選挙管理委員会は、本部役員候補者選挙規定第9条第3項に定める第2回の通知を、投票日の20日前までに各選挙人に行わなければならない。

### 3. 選挙管理委員会は原則、委員が集合して委員会を執行する。ただし災害等を含む緊急時にはTV会議、eメール等の手段で審議を執行することができる。

以上